

【参照条文】
船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令案

○船員法（昭和二十二年法律第百号）

（非常配置表及び操練）

第十四条の三 国土交通省令の定める船舶の船長は、第十二条乃至第十四条に規定する場合その他非常の場合における海員の作業に
関し、国土交通省令の定めるところにより、非常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示して置かなければならない。
② 国土交通省令の定める船舶の船長は、国土交通省令の定めるところにより、海員及び旅客について、防火操練、救命艇操練その他非常の場合のために必要な操練を実施しなければならない。

○船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）（抄）

（非常配置表）

第三条の三 法第十四条の三第一項の国土交通省令の定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- 一 旅客船（平水区域を航行区域とするものにあつては、国土交通大臣の指定する航路に就航するものに限る。）
 - 二 旅客船以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶
 - 三 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第十四項に規定する管海官庁が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第十章第一規則に規定する高速船コード（以下「高速船コード」という。）に従つて指示するところにより当該船舶が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項に掲げる事項を施設し、かつ、同法第三条の規定による満載喫水線の標示をしている旨及び当該船舶に係る航行上の条件が、船舶安全法施行規則第十三条の五第二項の規定により記入された船舶検査証書を受有する船舶（以下「特定高速船」という。）
 - 四 専ら沿海区域において従業する漁船以外の漁船
- ② 非常配置表には、次に掲げる非常の場合における作業について海員の配置を定めなければならない。
- 一 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の閉鎖、排水その他の防水作業
 - 二 防火戸の閉鎖、通風の遮断、消火設備の操作その他の消火作業
 - 三 食料、航海用具その他の物品の救命艇、端艇及び救命いかだ（以下「救命艇等」という。）並びに救助艇への積込み、救命艇等及び救助艇の降下並びに救命艇等及び救助艇の操縦
 - 四 救命索発射器、救命浮環その他の救命設備の操作
 - 五 旅客の招集及び誘導、旅客の救命胴衣の着用の確認その他旅客の安全を確保するための作業
- ③ 前項の規定により定める海員の配置は、次に掲げる海員の配置を含むものでなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる作業の現場における指揮者及びその代行者
- 二 救命艇等及び救助艇ごとの指揮者及び副指揮者（端艇、救命いかだ、救助艇及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする旅客船に搭載する救命艇にあつては、指揮者）
- 三 内燃機関、無線設備又は探照灯を有する救命艇等及び救助艇にあつては、当該救命艇等及び救助艇ごとにこれらの設備を操作することができる者
- ④ 前項の場合において、救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）第一条の船舶に搭載する救命艇等にあつては、同項第二号に掲げる者は、法第十八条の救命艇手をもつて充てなければならぬ。ただし、同令第二条第四項の許可を受けて救命艇手の員数を減じた場合における当該減じた員数に等しい数の救命艇等については、この限りでない。
- ⑤ 非常配置表には、第二項に定めるもののほか、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 非常の場合において海員をその配置につかせるための信号
 - 二 非常の場合において旅客を招集するための信号
 - 三 前号の信号が出された場合に海員及び旅客がとるべき措置
 - 四 船体放棄の命令を表す信号
 - 五 非常の場合において旅客の乗り込むべき救命艇等
 - 六 非常の場合において救命艇等及び救助艇に積み込むべき物品の名称及び数量
 - 七 救命設備及び消火設備の点検及び整備を担当する職員
- ⑥ 前項第二号の信号は、汽笛又はサイレンによる連続した七回以上の短声とこれに続く一回の長声としなければならない。
- ⑦ 国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船の非常配置表の様式は、当該船舶の運輸管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）の承認を受けたものでなければならない。

（操練）

- 第三条の四 前条第一項各号に掲げる船舶における法第十四条の三第二項の非常の場合のために必要な海員に対する操練は、非常配置表に定めるところにより海員をその配置につかせるほか、次に掲げるところにより実施しなければならない。
- 一 防火操練 防火戸の閉鎖、通風の遮断及び消火設備の操作を行うこと。
 - 二 救命艇等操練 救命艇等の振出し又は降下及びその附属品の確認、救命艇の内燃機関の始動及び操作並びに救命艇の進水及び操船を行い、かつ、進水装置用の照明装置を使用すること。
 - 三 救助艇操練 救助艇の進水及び操船並びにその附属品の確認を行うこと。
 - 四 防水操練 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の操作を行うこと。
 - 五 非常操舵操練 操舵機室からの操舵設備の直接の制御、船橋と操舵機室との連絡その他操舵設備の非常の場合における操舵を行うこと。

六 特定高速船にあつては、前各号に掲げるところによるほか、次の表に定めるところにより実施すること。

防火操練	火災探知装置、船内通信装置及び警報装置の操作並びに旅客の避難の誘導を行うこと。
救命艇等操練	非常照明装置及び救命艇等に附属する救命設備の操作並びに海上における生存方法の指導を行うこと。
防水操練	ビルジ排水装置の操作及び旅客の避難の誘導を行うこと。

- ② 前項の船舶のうち、旅客船（国内各港間のみを航海する旅客船及び特定高速船を除く。）においては少なくとも毎週一回、旅客船である特定高速船においては一週間を超えない間隔で、旅客船以外の船舶である特定高速船においては一月を超えない間隔で、これら以外の船舶においては少なくとも毎月一回、海員に対する操練（膨脹式救命いかだの振出し及び降下並びにその附属品の確認、救命艇の進水及び操船、救命艇操練並びに非常操舵操練を除く。第五項において同じ。）を実施しなければならない。
- ③ 海員に対する操練のうち、膨脹式救命いかだの振出し又は降下及びその附属品の確認は、少なくとも一年に一回（乙区域又は甲区域（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）別表第一の配乗表の適用に関する通則「2又は3」の乙区域又は甲区域をいう。）において従業する総トン数五百トン以上の漁船（次項及び第五項において「外洋大型漁船」という。）以外の漁船においては、少なくとも二年に一回）実施しなければならない。
- ④ 海員に対する操練のうち、救命艇の進水及び操船は搭載するすべての救命艇について少なくとも三月に一回（国内各港間のみを航海する船舶（特定高速船及び漁船を除く。）及び外洋大型漁船以外の漁船（以下この項及び第六項並びに第三条の九第二項第二号及び第三号において「国内航海船等」という。）においては、少なくとも一年に一回）、救助艇操練及び非常操舵操練は少なくとも三月に一回（国内航海船等の救助艇操練にあつては、少なくとも一年に一回）、それぞれ実施しなければならない。
- ⑤ 第一項の船舶のうち、漁船以外の船舶（国内各港間のみを航海する旅客船を除く。）及び外洋大型漁船においては、発航の直前に行われた海員に対する操練に海員の四分の一以上が参加していない場合は、発航後二十四時間以内にこれを実施しなければならない。
- ⑥ 第一項の船舶のうち国内航海船等以外の船舶（国内各港間のみを航海する特定高速船を除く。）においては、旅客の乗船後二十四時間以内に旅客に対する避難のための操練を実施しなければならない。ただし、荒天その他の事由により実施することが著しく困難である場合は、この限りでない。
- ⑦ 第一項の船舶以外の船舶においては、少なくとも三月に一回、海員に対して第一項第五号に掲げる操練を実施しなければならない。

（航海日誌）

- ① 第十一条 航海日誌の様式は、第二号書式とする。ただし、国内各港間のみを航海する船舶又は第一種の従業制限を有する漁船にあつては、同書式中出生、死亡及び死産に関する第六表から第八表までは備えることを要しない。
- ② 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。

- 一 第二条の二の規定により操舵設備について検査を行ったとき。
- 二 法第十四条ただし書の規定により遭難船舶等を救助しなかつたとき。
- 三 法第十四条の三第二項の規定による操練を行い、又は行うことができなかつたとき。
- 四 第三条の七第一項第一号から第十一号までの規定により水密を保持すべき水密戸等を開放し、若しくは閉じ、又は第三条の八の規定により点検したとき。
- 五 第三条の九の規定により救命設備の点検整備を行ったとき。
- 六 第三条の十二の規定により訓練を行ったとき。
- 七 第三条の十六ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させておかなかつたとき。
- 八 第三条の十七ただし書の規定により船舶長距離識別追跡装置を作動させておかなかつたとき。
- 九 法第十五条から第十七条まで又は法第二十二条から第二十九条までの規定により処置したとき。
- 十 法第十九条各号のいずれかに該当したとき。
- 十一 法第二十条又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第七百七条の規定により船長以外の者が船長の職務を行ったとき。
- 十二 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）第四十五条第二項の規定により自蔵式呼吸具、送気式呼吸具及び空気圧縮機の点検を行ったとき。
- 十三 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第九十八条第三項の規定により貨物タンクの圧力逃し弁の設定圧力の変更を行ったとき。
- 十四 船内において出生又は死産があつたとき。
- 十五 海員その他船内にある者による犯罪があつたとき。
- 十六 労働関係に関する争議行為があつたとき。
- 十七 国際航海に従事する船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）次号において「海防法」という。）第十条の三第一項に規定する船舶発生廃棄物をいう。）の排出を行ったとき（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の二の四十三ただし書の場合を除く。）。
- 十八 海防法第十九条の二十一第一項の規定により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）第十一条の十の表第一号上欄に掲げる海域に入域する場合であつて、同号下欄に掲げる基準に適合する燃料油の使用を開始するとき。
- ③ 航海日誌は、外国語によつて作成することができる。
- ④ 航海日誌は、最後の記載をした日から三年を経過する日まで、なお船内に備え置かなければならない。

○船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）（抄）
（貨物の消毒のためのくん蒸）

第七十一条 船舶所有者は、船内において、貨物の消毒のため人体に有害な薬品を使用してくん蒸を行なつてはならない。ただし、陸上におけるくん蒸のための施設の利用が著しく困難である等やむを得ない事由がある場合であつて、次に掲げる措置を講じて船員以外に行なわねばならないときは、この限りでない。

- 一 くん蒸の目的及び期間、くん蒸を行なう区画、使用する薬品の毒性その他危害防止のため必要な事項を船員に周知させること。
- 二 陸上機関との通信及び交通の方法を定めておくこと。
- 三 作業を開始する前に、船長が保安のため必要と認める船員（以下「保安要員」という。）以外の船員を退船させること。
- 四 保安要員のため、くん蒸に使用する薬品が侵入するおそれのない場所を確保すること。
- 五 作業の終了後、第三号の規定により退船させた船員を乗船させる前に、船内を十分に換気し、かつ、くん蒸に使用した薬品の量について検知を行ない、安全性を確認すること。
- 六 身体の異常を訴えた船員には、すみやかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。
- 2 船舶所有者は、緊急を要する場合その他前項の規定により難い特別の事由がある場合であつて、国土交通大臣が指定する薬品以外の薬品を使用し、かつ、次に掲げる措置を講ずるときは、同項の規定にかかわらず、船員にくん蒸を行なわせることができる。
 - 一 くん蒸の目的及び期間、くん蒸を行なう区画、使用する薬品の毒性その他危害防止のため必要な事項を船員に周知させること。
 - 二 陸上機関との通信及び交通の方法を定めておくこと。
 - 三 作業に従事する者に呼吸具、保護手袋その他の必要な保護具を使用させること。
 - 四 作業を開始する前に、作業に従事する者及び保安要員以外の船員を退船させること。ただし、船員をくん蒸に使用する薬品が侵入するおそれのない場所に退避させる場合は、この限りでない。
 - 五 作業に従事する者及び保安要員のため、くん蒸に使用する薬品が侵入するおそれのない場所を確保すること。
 - 六 くん蒸を行なう区画のとびら、通風口等を閉鎖するほか、必要に応じ、くん蒸に使用する薬品が当該区画の外部に漏れることによる危害の発生を防止するため必要な措置を講ずること。
 - 七 作業の開始時から次号の規定により安全性を確認するまでの間、くん蒸を行なっている区画のとびら、逸散口及びそれらの附近の見やすい場所に、それらの場所に近寄ることが著しく危険である旨を表示すること。
 - 八 作業の終了後、第四号の規定により退船させた船員を乗船させる前に、船内を十分に換気し、かつ、くん蒸に使用した薬品の量について検知を行ない、安全性を確認すること。同号ただし書の規定により退避させた船員を当該退避場所から移動させる場合も、同様とする。
- 九 身体の異常を訴えた船員には、すみやかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。